

特別養護老人ホーム ほゝえみ ～重要事項説明書～

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人敬愛会
- (2) 所在地 東京都立川市幸町4-52-1
- (3) 電話番号 042-536-3912
- (4) 代表者 理事長 青木 澄雄
- (5) 設立年月 昭和49年9月1日

2. 施設の概要

(1) 施設の種類

指定地域密着型介護老人福祉施設

(2) 事業の目的と運営方針

当施設は、施設サービス計画に基づき、可能な限り居宅における生活への復帰を念頭において、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことによりご利用者がその有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるようにすることをめざします。

(3) 事業者情報

名 称	特別養護老人ホーム ほゝえみ
所 在 地	立川市上砂町2-3-10
開設年月日	平成23年8月1日
事業所番号	1393000086
施 設 長	須崎 義男
定 員	29名
電 話 番 号	042-537-7005
そ の 他	空床型短期入所者生活介護併設

(4) 設備等の概要

当施設では、以下の居室・設備をご用意しています。

設 備	個 数	備 考		
居室	29床	洗面台	あり	個室、コール
食堂	2カ所	食事の場所	(食堂・居室)	
浴室	1カ所	機械浴	あり	リフト浴、脱衣室
トイレ	8カ所			
機能訓練室	2カ所			
医務室	1カ所			
静養室	1カ所			
消防設備	消火器具・自動火災報知設備・スプリンクラー等			

3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 立川市
※上記以外の地域の方は原則として当事業所のサービスを利用できません。
- (2) 営業日及び営業時間 24時間365日

4. 職員の配置状況

ご利用者に対してサービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

《主な職員の配置状況》※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

従業者の職種	常勤	非常勤	兼務	従業者の職種	常勤	非常勤	兼務
施設長	1人	-	あり	看護職員	1人	0人	-
医師	0人	1人	-	栄養士	1人	0人	あり
生活相談員	1人	0人	あり	機能訓練指導員	1人	0人	あり
介護支援専門員	1人	0人	あり	事務職員	0人	1人	あり
介護職員	3人	4人	-	宿直員	0人	2人	あり

5. サービス内容

ご利用者に対して以下のサービスを提供します。

(1) 施設サービス計画の立案

(2) 食事

身体状況に応じた食事を提供し、食事の時間、場所はご利用者の希望に応じます。

(基本) 朝食：7：30～ 昼食：12：00～ 夕食：18：00～

(3) 入浴

週2回の入浴を実施します。体調等によって清拭となる場合があります。

(4) 介護

食事介助、更衣介助、排泄介助、体位変換、移動介助、相談等の精神的ケア

(5) 機能訓練

機能訓練室にて入所者の状況に応じて機能訓練を実施します。

(6) 健康管理

定期健康診断、健康チェック（血圧、体温）、嘱託医師による回診（週1回）

医療が必要と判断された場合は速やかに医療機関に通院又は入院して頂きます。

緊急時は医療機関に責任を持って引き継ぎます。

(7) 生活援助

寝たきり防止のためできる限り離床に配慮します。

生活リズムを考え、毎朝夕の更衣を行うよう、配慮します。

清潔な寝具を提供します。（リネン交換を週1回実施、必要な場合はその都度実施）

(8) 相談援助サービス

(9) 行政手続代行

(10) その他

※ これらのサービスの中には、ご利用者の方から基本料金とは別に利用料金を頂くものもありますのでご相談ください。

6. サービス利用料金

厚生労働大臣が定める基準によるものであり、当該地域密着型介護老人福祉施設のサービスが法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額として設定します。

(1) 介護費（介護報酬告示額）

① 基本介護費

② 加算

※ 「重要事項説明書（別紙：介護費）」参照

(2) 「食費」及び「居住費」（1日契約）

① 費用…「重要事項説明書（別紙：介護費）」参照

② 介護保険負担限度額認定

介護負担限度額認定証の発行を受けている方は、記載されている居住費・食費の額とします。

第1段階：市民税非課税世帯の老齢年金受給者や生活保護受給者

第2段階：市民税非課税世帯であって、課税年金額と合計所得金額の合計が80万円以下

第3段階：市年税非課税世帯であって、第1、第2段階以外

第4段階：市民税課税世帯の方

③ 入院や外泊期間中の料金について

ご利用者が、入院あるいは外泊等で、施設の居室を利用しない場合は、介護保険の「負担限度額」に関係なく、4段階の居住費としてご負担いただきます。ただし、短期入居者が当該空室を利用した場合は、居住費は発生しません。

(3) 運営基準（厚生省令）で定められた「その他の費用」（全額、自己負担）

- ・ 嗜好品代（希望者） 220 円／日
- ・ 事務手数料 1,500 円／月
- ・ 理美容代 1,500 円／回
- ・ 医療費、薬代 実費
- ・ レクリエーション材料費等（個人使用の場合） 実費
- ・ 行政手続き代行（交通費等） 実費
- ・ その他、個人的購入における費用等 実費

7. サービス利用料金の支払い

前項6.の料金・費用は、1ヵ月ごとに計算して請求いたします。翌月末までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

ア. 金融機関口座からの振り替え（基本）
イ. 下記指定口座への振り込み 多摩信用金庫 砂川支店 普通口座 0464881 社会福祉法人敬愛会 理事 青木 澄雄

8. サービス利用にあたっての留意事項

- ① 施設内の設備や器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。
- ② 外出を希望する場合は、所定の手続により届けることとします。
- ③ 他のご利用者の迷惑になる行為はご遠慮ください。
- ④ 施設内での他のご利用者に対する執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。

9. 利用者の尊厳

ご利用者の人権・プライバシー保護のため業務マニュアルを作成し、従業者教育を行います。

10. 緊急時の対応

サービス提供時に利用者の病状が急変した場合、その他必要な場合、速やかに主治医や協力医療機関への連絡等必要な措置を講じます。

11. 事故発生時の対応

事故の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じます。

- ① サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、東京都、立川市および関係医療機関等への連絡を行うなど、必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。
- ② 事故防止のための指針を整備し、委員会の定期的開催、事故の集計、分析、再発防止策を検討します。また、職員研修を定期的実施し、安全管理に努めていきます。

安全対策管理責任者： 須崎 義男

12. 終末期への対応

医師が終末期にあると判断した入所者に対し、本人もしくは代理人の同意において、その心身の苦痛・苦悩をできるだけ緩和し、死に至るまでの期間、その方の尊厳に十分配慮しながら、満足して生活ができることを目的として、終末期の介護を行っていきます。（別紙「看取りに関する指針」参照）

13. 高齢者虐待防止対策

入所者の虐待防止を図るための指針を整備し、委員会の開催、職員研修を定期的実施していきます。また、入所者等からの苦情の解決体制の整備等、虐待防止のための措置を講じます。

虐待防止対策担当： 須崎 義男

14. 身体拘束の禁止

身体拘束等の適正化を図るため、以下の措置を講じます。

- ① 原則として、ご利用者の自由を制限するような身体拘束を行いません。ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には事前にご利用者及びそのご家族へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際のご利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。
- ② 身体拘束等の適正化を図るための指針を整備し、委員会の定期的開催、職員研修を定期的実施していきます。

身体拘束等適正化対策担当： 須崎 義男

15. 秘密の保持と個人情報の保護について

(1) ご利用者及びそのご家族に関する秘密の保持について

当施設はサービスを提供する上で知り得たご利用者及びご家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。

(2) 個人情報の使用・提供に関する注意事項について

当施設は、前項に規定にかかわらず、ご利用者及びご家族の以下のために、必要最小限の範囲内で使用、提供または収集します。

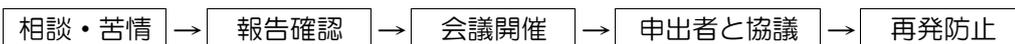
- ① ご利用者に関わる施設サービス計画の立案や円滑なサービス提供のために実施されるサービス担当者会議での情報提供
- ② 介護支援専門員や関係機関との連絡調整
- ③ ご利用者が医療サービスの利用を希望している場合及び主治医の意見を求める必要がある場合
- ④ ご利用者の容態の変化にともない、緊急連絡を必要とする場合

16. サービス内容に関する相談・苦情の受付について

(1) 相談・苦情の受付

ご相談や苦情は以下の専用窓口で受け付けます。

- 苦情相談受付窓口（担当者） 須崎 義男
- 受付時間 毎週月曜日～金曜日（9：00～18：00）
- 受付連絡先 042-537-7005



(2) 苦情解決第三者委員

氏名	田路 至弘（とうじ よしひろ）＜弁護士＞
電話	03-3241-6436

(3) 行政機関その他苦情受付

立川市福祉保健部 介護保険課	所在地 立川市泉町1156-9 電話 042-523-2111
-------------------	------------------------------------

(4) 公的団体の窓口

東京都国民健康保険団体連合会 介護相談指導課 介護相談窓口	所在地 千代田区飯田橋3-5-1 東京区政会館 電話 03-6238-0177
東京都社会福祉協議会 福祉サービス運営適正化委員会（事務局）	所在地 千代田区神田駿河台1-8-11 東京YWCA会館3階 電話 03-5283-7020（専用電話）

17. 運営推進会議の設置

指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供にあたり、サービスの提供状況について定期的に報告すると共に、その内容等についての評価、要望、助言を受けるため、下記のとおり運営推進会議を設置しています。

＜運営推進会議＞	
構成：利用者代表	利用者ご家族代表
市の職員、地域包括支援センター職員、地域の住民、民生委員等	
開催：隔月で開催	
会議録：内容・評価・要望・助言等について記録作成・公表	

※他の地域密着事業所との開催もあります

18. 協力医療機関、バックアップ施設

ご利用者の主治医との連携を基本としつつ、病状の急変等に備えて以下の医療機関を協力医療機関として連携体制を整備しています。

＜協力医療機関・施設＞

○ 独立行政法人国立病院機構 災害医療センター	所在地 東京都立川市緑町3256番地 電話 042-526-5511
○ アイコールメディカル在宅 クリニック	所在地 立川市曙町1-30-12 JPTラストビル2F 電話 042-519-3078
○ 山下歯科診療所	所在地 立川市幸町2-23-8 電話 042-534-0188
○ 特別養護老人ホーム 敬愛ホーム	所在地 立川市上砂町2-14-1 電話 042-537-5637

19. 非常災害対策

(1) 非常火災時には、別途定める消防計画に則って対応を行います。

- ・防災時の対応 防火管理体制により対応します。
- ・防災設備 年2回設備点検実施
- ・防災訓練 年2回実施

防火管理者： 須崎 義男

(2) 災害時対策として、事業継続計画（BCP）を定め、定期的に研修や訓練を実施します。

(3) 連携体制

- 消防署：立川消防署砂川出張所 住所：立川市砂川町3丁目43-4
電話：042-535-0119
- 自治会：二番組自治会、大山団地自治会

20. 感染症対策

感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止対策のため、以下の措置を講じます。

- ① 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止対策のための指針及びマニュアルを整備し、委員会の開催、職員研修、訓練を定期的実施していきます。
- ② 感染症対策として、事業継続計画（BCP）を定め、定期的に研修や訓練を実施します。

21. 電磁的記録等による同意と保存

